# 矢板市立泉中学校一斉メール配信システム運用規程

### (趣旨)

第1条 学校の有する情報を保護者等に提供する広報手段としての一斉メール配信サービス(以下「田んぼの目」)を適正に運用するため、必要な事項を定める。

### (定義)

- 第2条 この規定において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該項目に定めるところによる。
  - (1) メーリングリスト(ML)
    - ・ある特定の宛先にメールを送ると、あらかじめ登録されている者全員に送られる仕組み。 本メールサービスにおける基本的な構造を指す。
  - (2) プレジデントアドレス
    - ・システム上の ML 名。構築された ML における最高権限アドレス。利用者全てに配信できる権限を持つ。
  - (3) レギュラーアドレス
    - ・システム上のML名。最小の登録単位。
  - (4) ミドルアドレス
    - ・システム上の ML 名。レギュラーアドレスを束ねたグループ単位であり、配下のレギュラーアドレス全てに配信できる権限を持つ。

#### (管理責任者)

- 第3条 メールの適正かつ円滑な運用を確保するため、管理責任者を置く。
- 2 管理責任者は、校長をもって充てる。
- 3 管理責任者は、作成した配信メールに関し一切の責任を負うものとする。
- 4 管理責任者の所管事項は、次に定めるものとし、その事務は、担当者と協議して処理する。
  - (1) メールサービスの全体的な運用及び管理に関すること。
  - (2) メールサービスの長期的な活用計画に関すること。
  - (3) システムの運用及び管理に関すること。
  - (4) 配信メールの内容審査及び発信に関すること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、メールサービスに係る必要な事項に関すること。

## (配信メールの種別)

- 第4条 配信メールの種別は、次に掲げるとおりとする。ただし、(5)については管理サーバー の不確実性を考慮し、有事の際は他の手段と併せて連絡を試みる。
- 1 プレジデントアドレス配信内容
  - (1) 緊急連絡
  - (2) 不審者情報
  - (3) 荒天, 自然災害等における休校や登下校時刻の変更に関する情報
  - (4) 学校行事等に関する情報
  - (5) 災害情報
- 2 ミドルアドレス配信内容
  - (1) 学級からの連絡
  - (2) 部活動に関する連絡

## (配信責任者)

第5条 メールサービスの配信内容の充実を図るとともに、配信メールの内容を適正なものとするため、メール配信責任者(以下「配信責任者」という)を置く。

- 2 配信責任者は、教頭をもって充てる。
- 3 配信責任者は、次に掲げる事項を所管するものとする。
  - (1) 管理責任者の補佐及びメールサービスの運用及び管理に関する実務
  - (2) 配信メールの作成・発信に関する当該職員への指導及び助言

## (配信メールの作成)

- 第6条 第4条各号に掲げる事項を所管する職員は、当該事項について配信の必要があると認めるとき、配信責任者の指示のもと配信メールを作成し、配信責任者及び管理責任者の承諾を経たのちに配信しなければならない。ただし、レギュラーアドレス間については、この限りではない。
- 2 前項の指導のほか、配信メールの作成における留意事項は、次のとおりとする。
  - (1) 掲載内容は、最新かつ正確な情報について、分かりやすい表現を用いた内容とすること。
  - (2) 著作物等は、その著作権者等の承諾なく取り扱わないこと。
  - (3) 個人情報を掲載するときは、その旨及びその掲載内容について本人の了承を得ること。 ただし、個人の生命・財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
  - (4) 前2号に掲げるもののほか、著作権及び個人情報に関する事項の取扱いに当たり、関係 法令を遵守すること。

# (メールの発信許可)

第9条 管理責任者は、前条第1項の依頼を受けたときは、内容を審査し、運用上の支障がない と認めるときは、システムからのメール配信を許可する。

## (利用者登録・変更等)

- 第10条 第6条に掲げるメールの性質上、原則各家庭で在籍学年において1つ利用登録を促す ものとする。ただし、保護者が希望しない場合はこの限りではない。
- 2 メールサービスの利用者は、登録の内容に変更が生じたときは、利用者自身で変更するものとする。
- 3 在籍生徒が転出または卒業した場合、登録されたメールアドレスは学校で削除しなければならない。

#### (個人情報の取扱い)

第 11 条 メールサービスの利用に関わる全ての者は、矢板市個人情報保護条例の趣旨に基づき、 個人情報の取扱いに十分注意しなければならない。

## (その他)

第13条 この規定に定めるもののほか、メールサービスの運用に関し必要な事項は、校長が別に定める。

# 附則

この規定は、平成27年10月1日から施行する。